

# 東京都国民健康保険運営方針

(抜粋)

平成 29 年 12 月

東 京 都

よう周知する。

エ 指導検査による指導・助言

実地での指導検査において、収納率向上対策を重点事項として設定し、収納率が低い区市町村に対し、指導・助言を実施する。

また、収納率が前年度よりも大きく低下した区市町村、または目標収納率を大きく下回っている区市町村に対しては、特別指導検査を実施し、当該区市町村の実態を踏まえた助言等を行う。

なお、助言にあたっては、多数の被保険者を抱えており、収納業務の効率的な実施に向けた体制構築が必要といった、大都市の課題等を踏まえた助言を行うよう努める。

## 第6章 区市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

### 1. レセプト点検の実施について

#### (1) 区市町村の実施状況

- レセプト点検は、診療報酬等の適切な支払いを確保するとともに、被保険者の受診内容を的確に把握し、適切な処理を行うために必要不可欠であり、区市町村ではレセプト点検員の配置や業者委託などにより、点検業務を行っている。点検体制や点検内容（範囲）は区市町村ごとに異なっている。
- 診療報酬の算定方法等に係る一次点検は審査支払機関である東京都国保連合会が行い、被保険者の資格点検等の二次点検を区市町村が実施している。
- 都における平成27年度のレセプト点検の一人当たり財政効果額は816円で、平成26年度（813円）から上昇しており、平成27年度の全国平均（448円）を上回っている。
- 区市町村（島しょ地域を除く）別では、404円から1,657円と差があるため、区市町村の状況に応じた課題を明確にし、点検の充実強化を図る必要がある。

表27 レセプト「内容点検」一人当たり財政効果額および効果率の推移

	効果額					効果率				
	東京都				全国平均	東京都				全国平均
	特別区	市	町村			特別区	市	町村		
H25	781円	766円	809円	1,021円	482円	0.35%	0.35%	0.34%	0.44%	0.19%
H26	813円	792円	865円	734円	467円	0.35%	0.35%	0.35%	0.30%	0.18%
H27	816円	777円	907円	770円	448円	0.34%	0.33%	0.35%	0.31%	0.16%

※国民健康保険実施状況報告（厚生労働省）より作成

## (2) レセプト点検の充実強化に向けた都の取組

### ア 医療給付専門指導員による取組支援等

- 区市町村のレセプト点検担当者を対象に、担当者の役割や効果的なレセプト点検方法等についての説明会を開催する。
- レセプト点検相談窓口を開設し、区市町村からの相談への対応や、技術的助言を行う。

### イ 都繰入金による財政支援

レセプト点検の財政効果額が上位の区市町村に対して成績に応じた交付金を交付し、区市町村の取組を支援する。

### ウ 指導検査による指導・助言

実地での指導検査において、レセプト点検調査の充実強化を重点事項として設定し、区市町村が定めた目標値についての進行管理や、高額レセプト点検の重点化などの効果的・効率的な点検等について、実情に即した助言等を行う。

また、効果額が低い等、助言が必要な区市町村に対し、特別指導検査を実施する。

## 2 柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費について

### (1) 区市町村の支給状況

- 平成 27 年度における柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費等」という。）の区市町村の支給件数は、約 194 万件となっている。このうち、柔道整復療養費の支給件数は約 181 万件となっており、請求の中には、負傷の部位が複数に及ぶ、または施術期間が長期にわたる等、施術状況の確認が必要なものがある。
- 柔道整復療養費等については、被保険者に対し、保険給付の範囲等について正しい知識の普及を図り、支給の適正化を進めることが重要である。

### (2) 支給の適正化に向けた都の取組

#### ア 支給の適正化を進めるための助言・情報提供

都は、疑義のある申請書に係る患者調査や、柔道整復療養費等の施術における保険給付の範囲等について、被保険者の関心を高めるための広報等の実施について区市町村に助言するとともに、講習会の実施や他県の取組の好事例についての情報提供などを行う。

また、ホームページ等を活用した広報に努めていく。

#### イ 都繰入金による財政支援